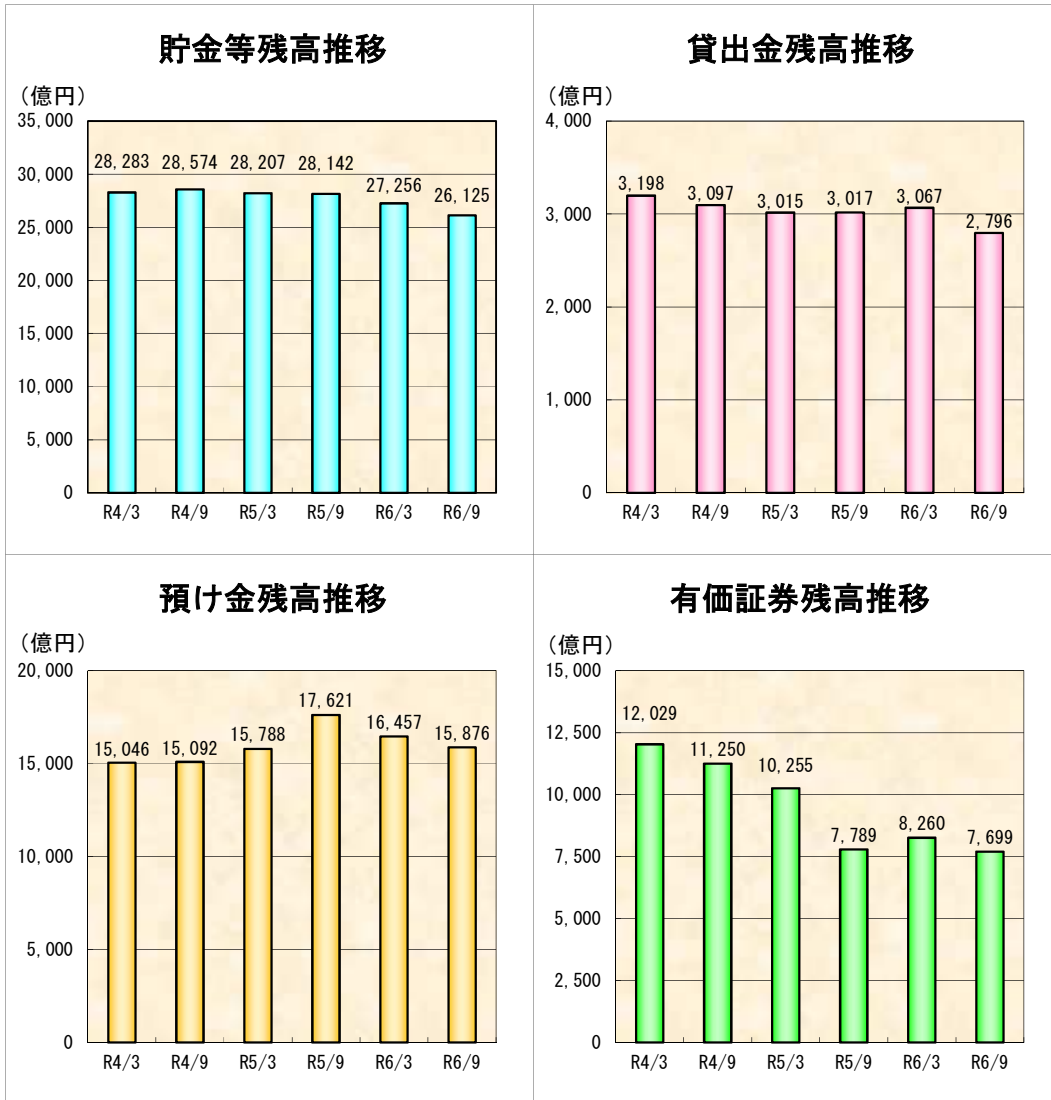


令和6年度 上半期経営状況

1 主要勘定の状況

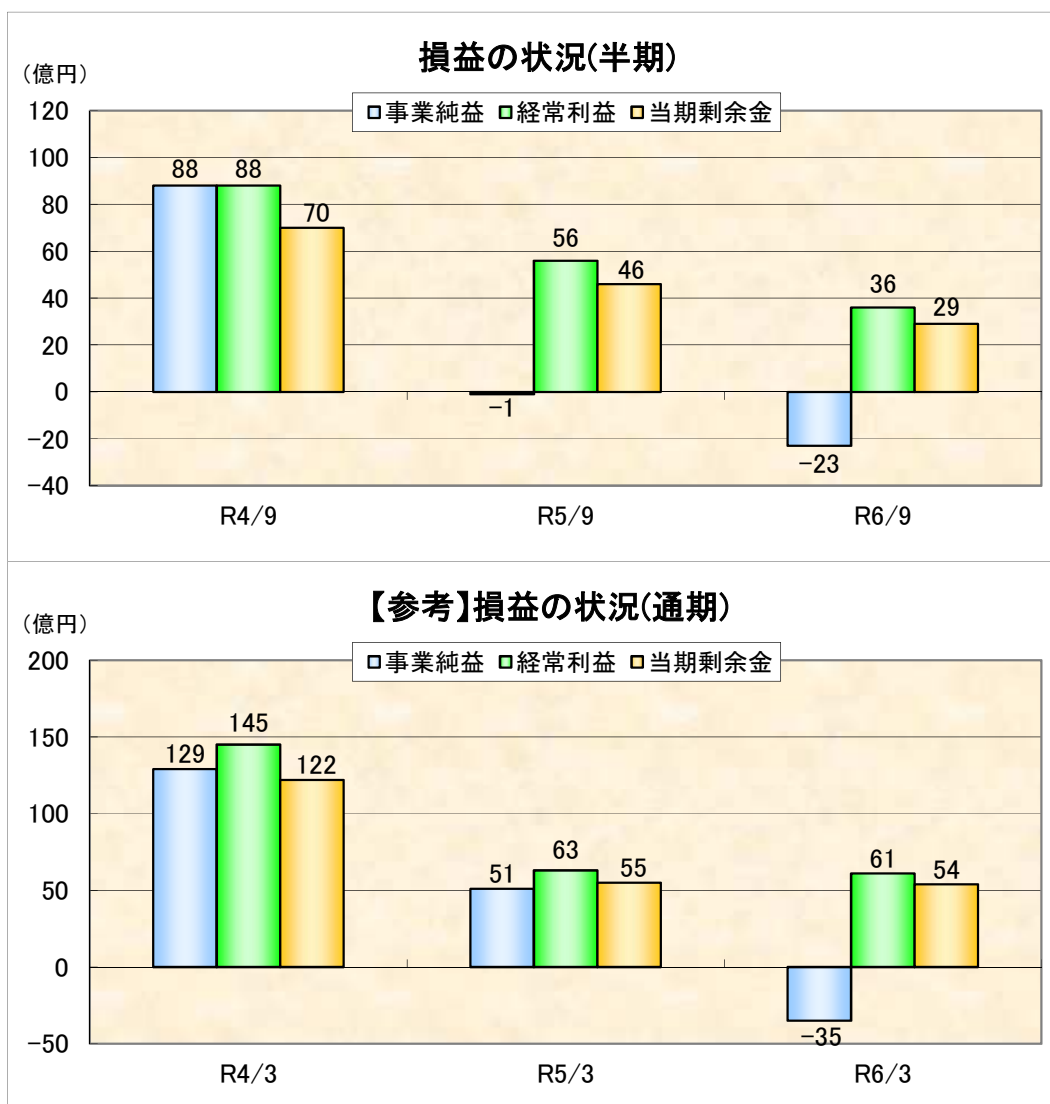


(単位：億円)

科目	R4/3	R4/9	R5/3	R5/9	R6/3	R6/9
貯金等	28,283	28,574	28,207	28,142	27,256	26,125
貸出金	3,198	3,097	3,015	3,017	3,067	2,796
預け金	15,046	15,092	15,788	17,621	16,457	15,876
有価証券	12,029	11,250	10,255	7,789	8,260	7,699

- 貯金等残高は、前年同期比 2,017 億円減、7.16%減となりました。
- 貸出金残高は、前年同期比 220 億円減、7.32%減となりました。
- 預け金残高は、前年同期比 1,744 億円減、9.90%減となりました。
- 有価証券残高は、前年同期比 89 億円減、1.15%減となりました。

2 損益の状況



<半期>

(単位：億円)

科目	R4/9	R5/9	R6/9
事業純益	88	-1	-23
経常利益	88	56	36
当期剰余金	70	46	29

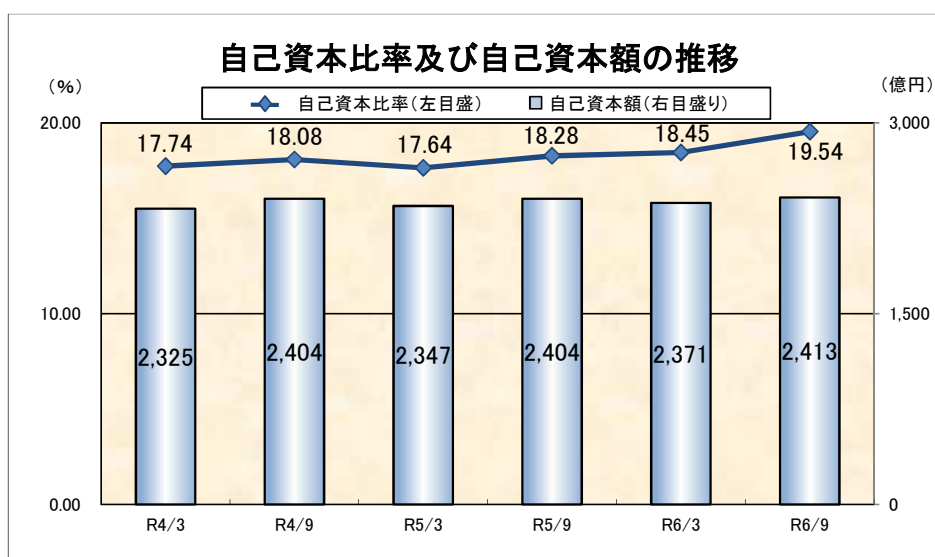
<通期【参考】>

(単位：億円)

科目	R4/3	R5/3	R6/3
事業純益	129	51	-35
経常利益	145	63	61
当期剰余金	122	55	54

(注) 「事業純益」とは、金融機関の基本的な事業にかかわる利益を表す指標です。貯金、貸出金、有価証券などの利息収支と各種手数料などから、金融機関が活動していくうえで必要となる費用を差引いたものです。

3 自己資本比率



(単位: 億円、%)

項 目	R4/3	R4/9	R5/3	R5/9	R6/3	R6/9
自 己 資 本 (B-C) (A)	2,325	2,404	2,347	2,404	2,371	2,413
コア資本に係る基礎項目 (B)	2,337	2,417	2,360	2,417	2,383	2,423
コア資本に係る控除項目 (C)	11	13	12	13	12	10
リスク・アセット等 (D)	13,107	13,301	13,301	13,145	12,844	12,346
自 己 資 本 比 率 (A/D)	17.74	18.08	17.64	18.28	18.45	19.54

(注) 「経営の健全性」をはかる指標として、「自己資本比率」が用いられますが、その基準は次のようになっております。

- ※ 自己資本比率の基準は、海外に拠点を有する金融機関（国際基準）は8%以上、国内のみで営業している金融機関（国内基準）は4%以上になります。なお、当会はJAバンク独自の自主ルール（JAバンク基本方針）で設定されている水準8%基準を採用しています。
- ※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

4 農協法に基づく開示債権および金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	R5/3	R5/9	R6/3	R6/9	保全額 (R6/9)	
					担保・保証等	引当金
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	652	425	124	120	-	120
危険債権	20	241	443	143	50	93
要管理債権	-	-	0	0	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	0	0	-	-
小計	672	667	568	265	50	214
正常債権	300,988	301,228	306,386	279,611		
合計	301,661	301,895	306,955	279,876		

- (注)
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 - 要管理債権とは、農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 - 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 - 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 - 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5 有価証券の時価情報等

○有価証券（売買目的）

該当する取引はありません。

○有価証券（満期保有目的）

（単位：百万円）

R5/3			R5/9		
貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
3,559	3,771	211	14,659	14,139	△ 520
R6/3			R6/9		
貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
14,670	14,170	△ 500	40,810	40,172	△ 638

○有価証券（その他）

（単位：百万円）

R5/3			R5/9		
貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
1,029,292	1,035,886	△ 6,594	770,859	800,075	△ 29,216
R6/3			R6/9		
貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
817,331	821,869	△ 4,537	734,722	749,883	△ 15,161

○金銭の信託（運用目的）

該当する取引はありません。

○金銭の信託（満期保有目的）

該当する取引はありません。

○金銭の信託（その他）

（単位：百万円）

R5/3			R5/9		
貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
39,932	40,484	△ 551	42,835	42,733	102
R6/3			R6/9		
貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
43,314	43,442	△ 127	47,648	47,809	△ 160

（注）貸借対照表計上額については、「満期保有目的」は取得原価（償却原価）、「その他」は時価により計上しています。

6 JAバンク東京信連の概要

【JAバンク東京信連プロフィール（令和6年9月30日現在）】

名称（愛称）	東京都信用農業協同組合連合会（JAバンク東京信連）
設立	昭和23年（1948年）8月
本店所在地	東京都立川市柴崎町3-5-25
出資金	1,356億円
総資産	2兆8,645億円
貯金等	2兆6,125億円
貸出金	2,796億円
自己資本比率	19.54%
経営管理委員	10名
理事	5名
監事	4名
職員数	143名

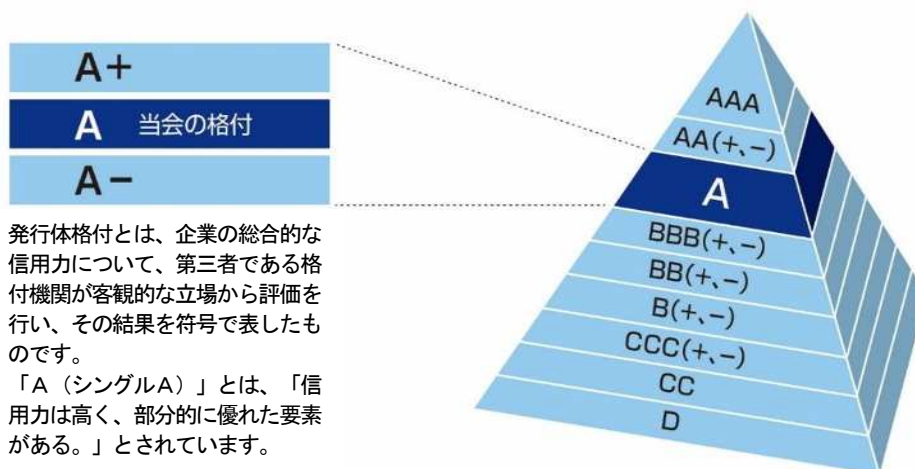


【発行体格付】

当会は、組合員及び地域の皆様へのより透明性の高い情報開示の一環として格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から発行体格付として「A（シングルA）」を平成29年度に取得し、現在もその格付を維持しています。また、中期的な格付見通しである方向性についても「安定的」との評価を得ています。

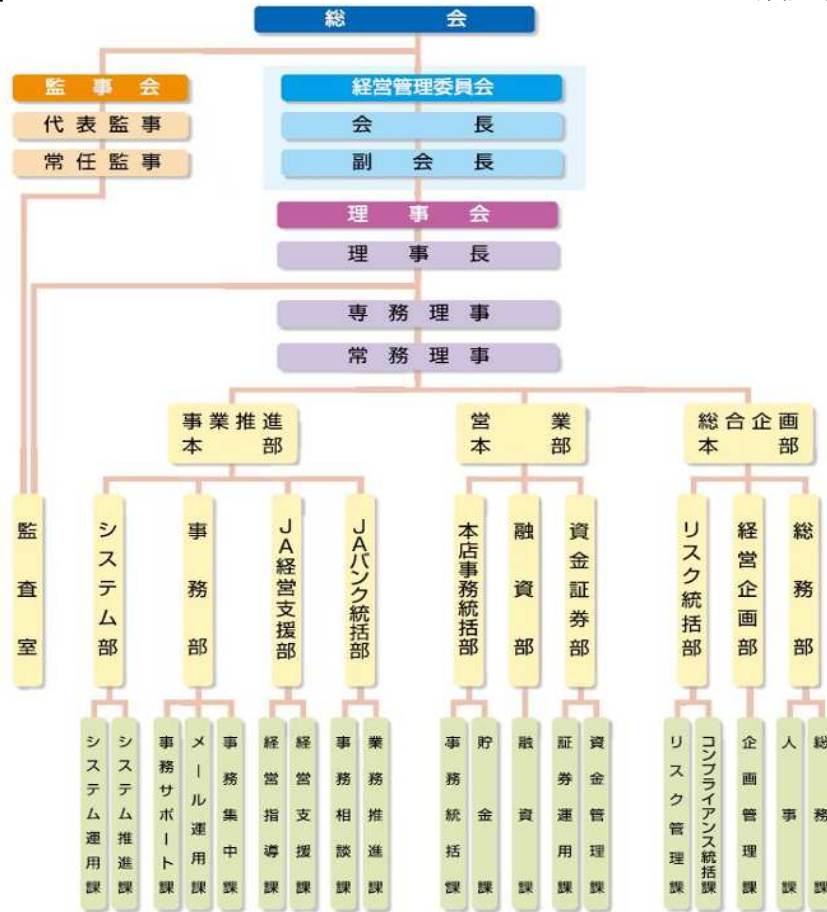
今後も、取得した格付の維持・向上を経営上の目標の一つに据え、適正な内部統制を実施することで、当会の持続可能性を高め、安定的で健全な経営を継続するよう、役職員一丸となって努力してまいります。

—発行体格付『A』（方向性：安定的）—



【機構】

(令和6年9月30日現在)



7 お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、東京農業の発展に貢献する系統金融機関として、会員JAとともに持続可能な地域社会づくりを目指すことを理念とし、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の安定的な資産形成に貢献するために、以下の取組方針を定め遵守しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1) お客さまに提供する金融商品として、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、お客さまにとっての選びやすさも考慮したうえで、一定の商品数に絞った「JAバンク セレクトファンド」をご用意しております。
「JAバンク セレクトファンド」は、主に以下①～⑤の基準をもとに商品を選定しており、お客様のニーズに合った商品を取入れ、パフォーマンスが芳しくない場合は取扱いを行わない等、定期的な商品ラインアップの見直しを行います。
 - ①将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること
 - ②長期投資の観点から投資効率が良い商品であるかを判断して、過去の運用実績が相対的に良好であること
 - ③「過去の運用実績を今後も再現すると期待できるか」を踏まえて商品进行评估し、過去の運用実績の再現性が認められること
 - ④商品内容に応じて手数料が割安・良心的な水準であること
 - ⑤これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けた商品であり、過度に分配金を捻出する投資信託ではないことまた、投資に関する好みについては、都度お客様のリスク許容度を確認したうえで、そのリスク許容度に沿った商品をご案内いたします。
なお、当会では、上記の金融商品の組成に携わっておりません。
2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) 投資信託商品をご案内するにあたり、以下の対応を行うことで、お客さまにあった商品をご提案いたします。
 - ・「JAバンク資産運用スタイル診断シート」において、3つの観点（①投資目的、②許容できるリターンの振れ幅、③相場変動時の運用方針）からお客さまのリスク許容度を判定したうえで、お客さまに相応しいと思われる投資信託商品をご提案いたします。
 - ・適合性チェックを実施し、お客さまの知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案して不相当と認められる勧誘は行いません。
なお、商品の特性・リスク等を踏まえたうえで、お客さまに「相応しいとはいえない可能性がある」と当会で判断した場合には、ご提案を控えさせていただきます。
 - (2) お客さまの投資診断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「JAバンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
 - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、当会ではお客さまの投資判断に資するよう、「JAバンク セレクトファンドマップ」や「重要情報シート」等を用いて、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客さまのリスク許容度にあった投資信託商品をご提案することとしており、お客さまの知識・経験・財産状況・投資目的などを総合的に勘案することで、ご意向に反した販売手数料の高い商品を優先するようなご提案はいたしません。
また、金融機関の利益相反管理にかかる社会的要請が一層高まっていると認識しており、当会で定める「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれがある取引を適切に把握し、管理しております。加えて、お客さまの状況や意向に沿わない販売が行われないよう、事務手続等に基づいた適正な業務運営を行います。
4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1) 当会職員に対してFP技能検定試験、預かり資産アドバイザー試験、投資信託試験、相続アドバイザー試験等の資格取得を推奨し、販売担当者からお客さまへの提案力向上に努めます。
 - (2) 外部研修機関を利用した各種研修等を受講することにより、高度な専門性を有し誠実・公正に業務を行うことができる人材を育成します。
 - (3) 金融商品取引法、その他の法令等の遵守状況および帳簿書類等の管理状況についてモニタリングする態勢を会内に構築し、法令・諸規則等違反の予防に努めます。

8 社会的責任と地域貢献活動

【はじめに】

当会は、東京都を事業区域として、JAとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の一員として地域経済の活性化、持続的発展に資する地域金融機関です。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

【地域への資金供給の状況】

農業近代化資金、東京都中小企業制度融資、東京都環境保全資金融資等、各種制度融資を取り扱っており、農家組合員やその他農業者はもとより、地域の企業・個人向けの貸付も行っております。

【地域密着型金融への取組み】

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、農業者の所得増大及び東京農業の振興に向けた金融サービス提供を行い、農業メインバンク機能を強化する等、今後の高齢化・人口減少を見据えたうえで農業者、農業関連団体及び農業関連企業等との取引の維持・拡大に取り組んでおります。

また、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本の方針をはじめ、関係規程等を制定し、遵守しております。

なお、経営者保証に依存しない融資の促進を行うため、「経営者保証に関する取組方針」を策定し、当会ホームページに掲示しております。

金融円滑化にかかる基本の方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当会の金融円滑化管理に対する体制

経営者保証に関する取組方針（概要）

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
2. 経営者保証の契約時の対応について
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
4. 経営者保証を履行する時の対応について

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

【お借入条件の変更等に関する相談・申込み及び苦情相談に関する態勢】

- ◎ 役員及び関係部署長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。
- ◎ 営業本部担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握する体制となっております。
- ◎ 融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- ◎ 当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を融資部に設置し、各種相談を受け付けております。

【相談窓口】

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	東京都立川市柴崎町3-5-25 JA東京第1ビル	融資部	042-523-3151

【ご相談受付時間：平日9:00～15:00】

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情等につきましては、当会総務部にてお受けいたします。

・ 苦情相談窓口 TEL 042-528-1114（平日9:00～17:00）

【東京都農業祭】

東京都で生産される農畜産物の品質改良、栽培技術の向上、生産意欲の高揚を図ると共に、東京農業の担う重要性をご理解いただくための催しものです。

令和6年度においては、10月に東京国際フォーラムにて開催され、東京の農家が丹精込めて育てた野菜・果実・花・タマゴ・キノコなど、約1,000点にも上る農畜産物の品評会や販売会、抽選会など様々なイベントが実施されました。

